



民生委員・児童委員は、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の皆さんの立場で親身に相談にのり、必要に応じて、福祉や子育て支援サービス

の紹介やサービスが受けられるよう、関係機関との調整を行います。

委員は、個人の秘密を守ることも法律で義務付けられていますので、お気軽にご相談ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

平成27年度

巡回児童相談について

巡回児童相談は、釧路児童相談所専門職員が遠距離にある地域等を巡回し、児童に係る助言や指導等を行うことで、児童の健全育成を図ることを目的としています。

お申込みは、相談実施日の1か月前までに下記担当までご連絡ください。

（5月の相談を希望される方は、5月8日までにご連絡ください。）

1. 相談内容

- 18歳未満の児童の心や体に関する相談
- 学校や家庭での問題についての相談
- 療育手帳等の判定
- その他児童に関する相談

2. 相談場所 別海町民保健センター

3. 日程

実施月日	相談時間
平成27年 5月27日（水） 28日（木）	10:30～17:30 8:45～15:45
平成27年 7月22日（水） 23日（木）	10:30～17:30 8:45～15:45
平成27年 9月28日（月） 29日（火）	10:30～17:30 8:45～15:45
平成27年 10月28日（水） 29日（木）	10:30～17:30 8:45～15:45
平成28年 1月19日（火） 20日（水）	11:00～17:30 8:45～15:15

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

別海町子ども発達支援センターからのお知らせ

子ども発達支援センターでは、子どもの健やかな成長のために、心身の発達に心配のある子どもや障がいを持つ児童とその保護者に対し、適切な支援やアドバイスを行います。

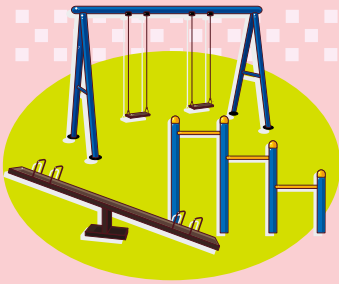
- ・ことばの遅れや発音が気になる。
- ・運動が苦手、手先が不器用。
- ・友だちと上手くコミュニケーションがとれない。
- ・落ち着きがない、こだわりが強い。

など、子育てに不安を感じたり、子どもの発達で気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

また、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターから専門職員（医師、療法士等）の派遣を受け、年数回、巡回療育相談を実施しています。希望される方は事前にご相談ください。

相談先	
名称	別海町子ども発達支援センター
住所	別海町別海常盤町280番地 （児童デイサービスセンターにこっと内）
開所日	月～金曜日（国民の祝日、年末年始等を除く）
営業時間	午前8時45分から午後5時30分まで
電話番号	75-1929
	E-Mail betsukai-day@educet03.plala.or.jp
	（※個別療育中や訪問等により電話に出られない場合があります。）

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）



遊具等整備工事のお知らせ

下記の期間、町内の保育園、児童遊園地の遊具について、補修や撤去等を実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、期間内において、工事車両が出入りするなど危険が生じる場合には、現地看板にて周知いたします。

■工事予定期間 5月上旬から6月下旬

問合せ／こども・子育て担当（内線1313）

平成27年度から65歳以上の方の介護保険料が見直されました

介護支援課から

意見を伺いながら、どのようなサービスがどの程度必要なのか検討を重ねてきました。その結果、被保険者のうちの第1号被保険者の負担割合が変更（21%→22%）となったことに加え、特別養護老人ホームのユニット化や居宅・施設サービスの利用者及び利用量が増大していることなどにより、給付費の増加が見込まれます。これらの状況から基金の取り崩しを行いつつ、平成27年度から平成29年度の保険料基準額を今まで（平成24年度から平成26年度）より800円増額し、月額4,900円としました。

■介護保険料年額（平成27年度から平成29年度まで）

段 階	対 象 者	基準額に対する割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者の方 世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円以下の方	0.45	26,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円を超え120万円以下の方	0.63	37,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	0.75	44,100円
第4段階	住民税課税世帯に属し、本人は住民課税非課税で年金収入と合計所得が80万円以下の方	0.90	52,900円
第5段階 (基準額)	住民税課税世帯に属し、本人は住民課税非課税で第4段階に該当しない方	1.00	(基準額) 58,800円
第6段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が120万円未満の方	1.20	70,500円
第7段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	76,400円
第8段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	88,200円
第9段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が290万円以上の方	1.70	99,900円

第6期介護保険料改正のポイント

第6期（平成27年度から平成29年度）の保険料設定については、

- ①保険料負担段階第1段階の方については、制度改正に伴う基準額に対する割合が0.50%と設定されていますが、国及び道、町の負担により基準額に対する割合を0.45%とし低所得者の方の負担軽減を図ります。
- ②保険料負担段階第2段階の方については、制度改正に伴う基準額に対する割合が0.75%と設定されていますが、第5期時点で特例を設け軽減を図っていた、基準額に対する割合の0.63%を維持し負担の軽減を図ります。
- ③第5期時点の国で定める標準段階が6段階であったのに対し、今回の介護保険法改正により、標準段階が9段階となりました。このことから、新たに新第6段階「120万円未満の合計所得金額」、新第7段階「120万円以上190万円未満の合計所得金額」、新第8段階「190万円以上290万円未満の合計所得金額」、新第9段階「290万円以上」の標準段階に変わります。
- ④介護給付費準備基金の一部を取り崩して、保険料の軽減に充てます。

問合せ／高齢・介護福祉担当（内線1315・1316）

いきいき元気あつぷ 健康体操教室日程

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
5月	14日(木)	12日(火)	19日(火)
6月	11日(木)	9日(火)	16日(火)

【受付は9:45から、運動教室は10:00から開始します】
※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

参加
対象者

- 高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。
- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
 - ③介護認定を受けていない方。
- ※参加費は無料です。
※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込みください。
※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です
■問合せ／TEL 79-5500 (直通) 別海町役場 1 階福祉部内

地域包括支援センターから

平成27年度 定期種畜検査のお知らせ

検査を実施するにあたって、6月後半に予定している衛生検査を受検する必要がありますので、受検を希望される方は5月29日(金)までに下記へお問合せください。

申込み・問合せ先／酪農畜産担当 (内線1416・1417)

農政課から

牛、馬、豚の定期種畜検査が8月26日(水)から28日(金)に実施されます。

別海町植樹祭

みんなで未来の森を
つくりませんか

■日 時／5月30日(土)

午前10時から11時30分

■集合場所／役場駐車場 午前9時
(会場へはバスで送迎となります)

■植 樹 地／床丹地区

(本別海から国道244号線を北に
走ったところにある、バラサン林道
を約300m進んだ先)

■必要なもの／長靴、軍手、スコップ

※会場は駐車場に余裕がないため、バ
スをご利用ください。

問合せ／みどり担当

(内線1611~1613)

別海町植樹祭の活動費の一部は
「第10回ニトリ北海道応援基金活動」
から助成をされております。



林野火災予防消防思想の普及啓発

大切な森林を林野火災から守る
ため、林野火災危険期間等を設定
しました。

山菜採りや魚釣り等で入林する
方は、タバコの吸い殻などの火の
取り扱いには、十分で注意願いま
す。また、入林する場合には所有
者の許可が必要となります。

●危険期間／

4月1日から6月30日

●強調期間／

4月21日から5月31日

問合せ／みどり担当

(内線1611・1613)



町立公園開園のお知らせ

5月1日から、町民憩の森公園、小野沼公園、本別海公園、尾岱沼
みなと公園、中西別公園、風蓮湖畔公園を開園いたします。

また、尾岱沼みなと公園については6月より排水処理工事を行います。
工事車両等が出入りするためご注意ください。

問合せ／みどり担当 (内線1611・1512)

森林伐採には事前の届け出を

森林の所有者等が、森林を伐採又は伐採後に造林する場合、伐採を始める日の90日から30日前までに、町へ届け出る必要があります。

また、伐採を行う森林が保安林である場合には、事前に知事の許可が必要となりますので、根室振興局への確認をお願いします。

森林に関する相談や不明な点などがありましたら、下記までご相談ください。



■各問合せ内容・問合せ先

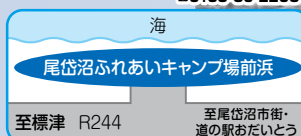
別海町役場産業振興部水産みどり課 TEL:0153-75-2111(内線1611・1613)	根室振興局産業振興部林務課 TEL:0153-24-5639
- 普通林の伐採又は伐採後の造林の相談 - 火入れ行為に関する相談 - 森林の土地の所有者届出制度に関する相談 - その他森林に関する相談	- 保安林の立木伐採・保安林内行為に関する相談 - 林地開発行為（1ha以上の森林を伐採後草地等に造成・転用する場合）に関する相談 - その他森林に関する相談

尾岱沼潮干狩りフェスティバル

日時	
第1回	5月3日(日) 8:30~10:30
第2回	5月4日(祝・月) 9:00~11:00
第3回	5月5日(祝・火) 9:30~11:30
第4回	5月6日(祝・水) 10:00~12:00
第5回	5月9日(土) 12:00~14:00
第6回	5月10日(日) 12:30~14:30
第7回	6月6日(土) 11:00~13:00
第8回	6月7日(日) 11:30~13:30

場所及びお問合せ

尾岱沼ふれあいキャンプ場
☎0153-86-2208



料金

■入場料

一般/300円
小・中学生/200円
幼児/無料

■遊漁料 1,200円
(バケツ1杯分。同料金でバケツの追加ができます)

ご注意

- 熊手を1本100円でレンタルしています。
- 長靴を持参願います。
- 終了時間の30分前までに受付を済ませてください。

◎主催/別海町観光協会、野付漁業協同組合
※別海町観光開発公社

ホッキ市

日時 5月10日(日) 午前11時~

人気があり、毎年午後0時を目処に終了となりますのでお早めにご来場ください。

場所 別海漁協新港市場内特設会場

◎主催/別海漁業協同組合 お問合せ/別海漁業協同組合・市場 ☎0153-75-8350



別海町自慢の初夏の貝まつり

第6回 別海町ジャンボホタテ・ホッキ祭り

日時 5月17日(日)
午前10時~午後2時

場所 尾岱沼漁港特設会場

◎主催/別海町観光協会 お問合せ/別海町観光協会 ☎0153-75-2111



農業者年金を受給されている皆さまへ

現況届は忘れずに提出を！

★現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

【現況届の用紙が届く時期】

5月末頃に受給権者ご本人あてに、農業者年金基金から郵送されます。

【現況届の提出時期】

6月30日までに農業委員会または役場の各支所・連絡事務所へ提出してください。

【現況届の提出を忘れると…】

11月支給分から年金の支払いが差し止めになります。

*受給権者ご本人が提出することが困難な場合は、代理人（親族等）が提出してください。

問合せ／総務担当（内線1812）